特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号)(第二条関係)

正

又は第百二十条の四第二項若しくは第百三十四条第二項の訂正 とができない た明細書、 若しくは第百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正 願書に添付した明細書、 ıΣ の四までの規定により補正 その補正をすることができる。 特許請求の範囲若しくは図面について補正 を U た者は、 特 許 事件が特許庁に係属してい をすることができる場合を除き、 請求の範囲、 ただし、 図面若しくは要約書 次条か ら第十 をする る場合に 七 L

## (略)

書に添付 た明細書、 特許請求の範囲又は図面 き旨の査定の謄本の送囲又は図面の補正)

ることができる。 定による通知を受け 义 達前においては、 面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は 七 条の二 特許出願人は、 た後は、 次に掲げる場合に限り、 特許をす ベ 補正を す

### 兀 (略)

- 2 又 は 訂正書を提出しなければならない 正 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、 図面につい を目的として、 て補正をするときは、 正をするときは、その理由前項の規定により明細書、 の理由を記載 特 許 請
- 明細書、 つては、 第二項に規定する外国語書面 規定により明細書、 願書に最初に添付し て補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面につい は図面))に記載した事項の範囲内においてしなけ 六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、 翻訳 特許 文又は当該補正後の明 請求の範囲又は図面に た明細書、 特許請求の範囲及び図面とみなされ の翻訳文(誤訳訂正書を提出しての範囲及び図面とみなされた同条 特 許 細書、 ついて補正をし 請求の範囲又は図面 特 許請求の 同条第四項の又は図面(第三 た場合に ればな 範囲若 5 L あ の

### 5 略)

( 訂正に係る明細書、 特許請求の範囲又は図面 の 補正)

- $\ddot{+}$ とができる。 正した明細書、 項に に限り、 七条の四 おいて準用する第百六十五条の規定により指定された期間 第百二十 特許権者は、第百二十条の四第一項及び同条第三 特許請求の範囲又は図面について補正 条の四第二項の訂正の請求書に添付した訂 をするこ
- 2 条第二項の規定により指定され 範囲又は図面について補正をすることができる。 第二項の訂正の請求書に添付 第百二十三条第一項 同条第五項に お い て準用する第百六十五条又は第百五十三 の審判の した訂正した明細書、 た期間内に限り、 被請求人は、第百三十四条第一 第百三十 特 許請求 兀 の条
- る通知がある前)に限り、 開がされた場合にあつては、 正 添付した訂正した明細書、 第百二十六条第一項の審判の請求人は、 規定による通知がある前 をすることが で きる。 第百二十六条第一項の審判の請求書 (同条第二項の規定による その後更に同条第一項の規定によ同条第二項の規定による審理の再の請求人は、第百五十六条第一項 特許請求の範囲又は図面に うい て

## 許証の交付)

第二十 2 正 の登録があつたときは、 又は願書に添付 をす 略 八条 ベ き旨 特許庁長官は、 の決定若しくは審決が確定した場合において、そ付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂 特許権者に対し、 特許権の設定の登録があつたとき、 特許証を交付する。

## の補正

現

第 + ~ 限り、 図面について補正をすることができない。六条第一項の審判の請求書に添付した訂正し 条の四までの規定により 四第二項若しくは第百三十四条第二項の訂正若しくは第百二十 願書に添付 七条 その補正をすることができる。 手続をした者は、 した明細書、 図面若しくは要約書又は第百二十条の 補正をすることができる場合を除き、 事件が特許庁に係属して ただし、 た明細書若しく 次条から第十七 ١J る場合に は

### 4 (略)

### + ~ 願書に添付 た明細書又は図面の補正

第 達前においては、願書に添付した明細書又は図面について補正 け をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受 七 た 後は、 条の二 次に掲げる場合に限り、 特許出願人は、 特許をす 補正をすることが べき旨の査定の謄 で きる。 本 の 送

## 四

- 2 補 正 ければならない 訂正を目的として、 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、 をするときは、 そ その理由を記載した実尺丁Eᄛ・・・ワート前項の規定により明細書又は図面に を記載した誤訳訂正書を 提出 近っに誤しい訳 の なて
- 3 れた同条第二にあつては、 項 提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、 した明細書又は図面 第一項の規定により明細書又は図面について補正をするとき の範囲内においてしなければならな訳文又は当該補正後の明細書若しく た同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を 誤訳訂正書を提出してする場合を除き、 同条第四項の規定により明細書及び図面と (第三十六条の二第二項の外国語書面 らい。 は図面) ) 願書に最初 に記 載した事 に添付 みなさ 出 願

### 5 略 )

# 訂 正に係る明細書又は図面の補正)

- 第 十七条の四 正した明細書又は図面について補正をすることができる。内に限り、第百二十条の四第二項の訂正の請求書に添付した訂 項において準用する第百六十五条の規定により指定された期間 特許権者は、 第百二十条の四第一項及び同条第三
- 2 条第二項の規定により項、同条第五項におい いて補正をすることができる。 第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面に 第百二十三条第一項 指定され て準用する第百六十五条又は第百五十三 の審判の被請求人は、 た期間内に限り、 第百三十四条第 第百三十 ·四条 つ
- 3 開がされた場合にあつては、 で の規定による通 に添付した訂正した明細書又は図面につい る通知がある前)に限り、 規定による通知がある前(同条第二項の規定による審理の再第百二十六条第一項の審判の請求人は、第百五十六条第一項 き 第百二十六条第一項の審判の請求書 その後更に同条第一項の規定によ て補正をすることが

## (特許証の交付)

第二十 きは、 定若しくは審決が確定した場合において、その登録が、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべ 八条 特許権者に対し、 特許庁長官は、 特許証を交付する。 特許権の設定の登録があつたとき、 その登録があつたと訂正をすべき旨の決

### 2 (略)

願に係る発明の発明者と同一の された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載 は実用新案登録請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項 た 新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。 四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載し 願公開又は実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号) 六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項 (又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは) 前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができな は考案を除 ものの願書に最初に添付した明細書、 特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第 ただし、 公報 (以下 当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出 Š 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前 ) と 同 許掲載公報」という。 一であるときは、その発明について 者である場合におけるその発明 、特許請求の範囲若しくという。)の発行がされげる事項を掲載した実用  $\overline{\phantom{a}}$ の発行若しく を掲載. 第 は し は の  $\dot{+}$ 出 た

(特許出願)

限り

で

な

第三十六条 (略)

- を添付しなけ 願書には、 りればならい。明細書、こ ばならない。 特許請求の範囲、 必要な図面及び要約書
- 前項の明細書には、 次に掲げる事項を記載 し なければならな

\_ ≤ = (略)

- ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するた とが同一である記載となることを妨げない。 場合におい に必要と認 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項(略) て、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明にめる事項のすべてを記載しなければならない。この
- で なければ 第二項の特許請求の範囲の記載は、 ならな 11 次の各号に適合するも の

四 (略)

載した発明の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しな第二項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記 ればならな 明細書、特許

第三十六条の二 語で記載したもの(以下「外国語書面」という。)並びに同条記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国記載すべきものとされる事項を経済産業省令で定める外国語で 三項 を 願書に添付することができる。外国語で記載した書面 (以下「 七 特許請求の範囲、 項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をそ から第六項までの規定により明細書又は特許請求の範囲 特許を受けようとする者は、 必要な図面及び要約書に代えて、 外国語要約書面」とい 前条第二項 同条第 أي の 明細  $\overline{\phantom{a}}$ に

3 (略)

規定により願書に添付して提出し より願書に添付して提出した明細書、 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定に 第二項に規定する外国語要約書面 た要約書とみ の翻訳 の翻訳文は前条第二項の特許請求の範囲及び図面 文は前条第二項 なす。

特許出願等に基づく優先権主張)

第四 案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願で、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新四十一条(特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き 主張することができる。 あつては、外国語書面) 最初に添付 あ 求の範囲又は図面(先の出願 つて先にされたもの(以下「先の出願」という。) し た明細書、 に記載された発明に基づい の出願が外国語書面出願である場合に特許請求の範囲若しくは実用新案登録 て優先権 の願書 を に

当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけ面)に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書たものの願書に最初に添付した明細書又は図面(第三十六条の新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行がされ四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用 第二十九条の二 につい 他 とができない。ただし、 るその発明又は考案を除く。 るときは、 願公開又は実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号) 六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項 の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同 公報 (以下「 ては、 ت 前条第一項の規定にかかわらず、特許 の限りでない。 特許出願に係る発明が当該特許出願の日 特 許掲載公報」という。 当該特許出願の時にその出願人と当該 )と同一であるときは、その発明  $\overline{\phantom{a}}$ の発行若 を掲載. を受けるこ 一の者であ

第 は し

十出

た

(特許 :出願)

第三十六条 略)

2

- ならな 願書には、 眀 細書、 必要な図面及び要約書を添付し なければ
- 3 前項の明細書には、 次に掲げる事項を記載し なけ ればならな

\_ ∫ <u>=</u>

特許請求の 範囲

(略)

4

第三項第四号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合する発明とが同一である記載となることを妨げない。。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係るために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定す 第三項第四号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、

6 るものでなければならない。

<u>\_</u> 四

7 その他経済産業省令で定める事項を記載し 第二項の要約書には、明細書又 頃を記載しなけば人は図面に記載ħ し ればならない。した発明の概要

第三十六条の二 」という。)並びに同条第七項の規定により要約書に記載す含まれる説明をその外国語で記載したもの(以下「外国語書」業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれ. 業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれにでの規定により明細書に記載すべきものとされる事項を経済産 語要約書面」とい きものとされる事項をその外国語で記載した書面 (以下「 必要な図面及び要約書に代えて、 特許を受けようとする者は、 أي )を願書に添付 同条第三項 することがで 前条第二項 から第 外国語書面 き ಠ್ಠ 六項ま の 明 ベ

3 (略)

4 添付して提出した要約書とみなす。する外国語要約書面の翻訳文は前条第二項の規定によりより願書に添付して提出した明細書及び図面と、第二項 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定に 第二項に規定 願書に

特許出願等に基づく 、優先権 主張)

第

ある場 四十 て優先権を主張することがで 最 あ 案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願で その 初に添付 つて先にされたもの(以下「先の出願」とい 一条 合にあつては、 特許出願に係る発明に U た明細書又は図面(先の出願が外国語書面 を受け ようとすっ 外国語書面)に記載され きる ついて、その者が 、る者は、 次に掲げ ِ أَ た発明に基づ 特許又は実用 る場合  $\overline{\phantom{a}}$ の願書 を 願 に いで 新

5 五 略)

五

Ιţ 第 二 項 うち、 用 及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項 ١J 二第五項、 準用する場合を含む。 一条、 + を 求 の の の 又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しく 項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張 あ の 一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三 つては、 第六十九条第二項第二号、 条第一項から第三項まで、 除く。 の 際の書類(明細書、 出 規定による 添付した明細書、 する場合を含む。 て準用する場合を含む。 + 囲又は 当 する場合を含む。) 及び第百二十六条第四項 の条の十第二項において準用する場合を含む。 項の規定に 範囲又は図面に相当するものに限る。 願につい 第 八 当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初 該先の出願の (同法第十  $\overline{\phantom{a}}$ につい 第百二十条の四第三項及び第百三十四条第五項にお 外国語書面) 図面 十二条第一項、 明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請ての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願 優先権の主張を伴う出願である場合に よる優先権の主張を伴う特許出願に係る発明の 当 ての第二十九 一条第一項にお 時にされ 該先  $\overline{\phantom{a}}$ 特許請求の範囲若しくは実用新案登録請 にされたものとみなす。の規定の適用については、 に記載 の出 第百四条 (第六十五条第五項 (第百 第七十二条、第七十九条、 第三十九条第一項から第四項まで 願 同法第七条第三項及び第十 . 条、 された発明 が外国語書面出願 いて準用する場合を含む。 第二十九条の二本 )に記載された発明 (当該先 ( 第 十 で 当該特許  $\overline{\phantom{a}}$ Ιţ の あ にお 文 る 出願が同 第八 七お 当該先 -七条 第 三 出 合 の て +は に 求

第 十 又は同法第三条の二本 公開 条第 細書、 つ 図面に相当するものに限る。 て 優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願につ 国語書面) 面 先 願にあつては、 初に添付した明細書、 第 一 載 細書、 の 権の主張の基礎とされた先 新案法第八 ( 当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては がされ ては、 項若し 特 許 条第一項において準用する場合を含む。 項の規定による優先権の主張を伴う特許 権の に記載された発明 (当該先の出願が同項若しくは実 当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願 発行 請求の範囲若 主張 < 条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三 時に当該先の出願について出願公開又は実用新案 外国語書面)に記載された発明のうち、 は第四十三条の二第一項若し さ の 基礎とされた出願に係る出 や文の規定: 特許請 しくは実用新案登録請求の範囲又は )に記載された発明を除く。 < とみなして、 の出願の願書に最初に添 求の範囲又は図面 を適用する。 は実用新案登録請 第二十九条の二本 くは第二項(同法 出(外国語書面出出側の願書に最 )の規定による 願の 求 際の の 範囲又 付 書類 当該優 した  $\overline{\phantom{a}}$ に 文 はへ しし 外 义 明

(略)

リ条約による優先権主張の手続)

第四十 三条

日 月 で の の された出願をし、 ればならない。 範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するも日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求たものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年 あ の 若しくはパ のうち最先 前項の規定に つてその 謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明 の日 リ条約第四条C 同盟国の政府が よる優先権の主張をした者は、 若しくは同条A から一年四月以内に特許庁長官に提出し 発行 (4)の規定により最初 (2) し たものを次 の規定により最初に出 最初に出願を の各号に掲げ の出願 どみな 願を な 書 ける

Ξ (略)

5

特許出願の分割)

第四十四条 範囲又は図面について補正をすることができる期間内に限り、 特許出願人は、願書に添付した明細書、 特許請求の

> なす。いては、当該特許は八条第三項において 百三十 条第四 を含む。 あ ιţ 第一項から第四 第三十三条 に商標法 号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並び 条第三項及び第十七条、 六十五条第五項 (第百八十四条の十第二項において準用する場 に係る出願 項若しくは第二項 先権の主張又は第四十三条第 うち、 合を含む。 の に添付した明細書又は図面 第七十九条、 )に記載された発明を除く。 前項の規定による優先 九条の二本文、 出願が同項若 る 当該先の出願につ 場合にあつては、 当該優先権の主張の基礎とされ 項 四条第五項におい (第十  $\overline{\phantom{a}}$ 当該特許出願は、 (昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九 しに の規定による優先権 の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る の二第一項及び第三十三条の三第一項 第八 おい I項 ま しく 七条の二第五項、 第三十条第一項から第三項まで、 て準用する場合を含む。 (同法第十 十一条、 で、 て準用する場合を含む。 は実用新案法第 第 六 十 意 匠法 て準用する場合を含む。 権の主張を伴う特許出願に係る発明の ての優先権の 当該先の出願の時にされ ( 当該先の出願が外国語書面 第八 項若. 書 一条第一項におい 九条第二項第二号、 )についての第二十九条、 面 (昭和三十四年法律第百二十五 の主張を伴う出 する場合を含む。)、同法第七、第百二十条の四第三項及び第場合を含む。)及び第百二十六 十二条第一項、  $\overline{\phantom{a}}$ に記載さ. しくは第四十三条の二第 八条第一項 主張の基礎とされ た先の出願の願書に最 ) の れ て準用・ の規定 規定の適用に た 発 願である場合に 第百四条(第 (同法 第七十二条 たも 眀 による 条並びに する場合 た出 当該 田願 の 第二 غ 願 み つ 先 で

3 条 項 若 し とされ 法第八 画) 該先 初に添付した明細書又は図面第一項の規定による優先権 新案掲載公報の発行がされたものとみなして、 出願公開 国語書面) 又は図面に相当するものに限る。 先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類 (明細書 の主張を伴う出願である場合には、 につ 文又は同法 に記載され の うくは第四 項にお 条第 た 先 出願が外 がされ ては、 の出 に記載され 一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第 第三条 ١J 当該 て準用 [十三条の二第一項若 願 た時に当該先の出願について出願 国語書面出願である場合にあつて た発明 (当該先の出願が同項若しくは実用新案 の 特 願書に最初 の二本文の 7許出願についるのに限る。) た発明 する場合を含む。 の の (外国語書面出願に に添付 規定 うち、 主張を伴う特許出 当該先の出願につい て特許掲げ を適用・ に記載され しくは第二項 、当該優先権の主張の基礎語書面出願にあつては、外を伴う特許出願の願書に最 した明細書又は図 )の規定による優先権 する。 載 第二十九条の二 た発明 公報 Ιţ 公開又は実用 同法第十 の発行又は 外 国 を 除く。 ての優 面 語当

へ 略

リ条約による優先権主張の手続)

第四十 三条

月日を記載した書面、発明の された出願をし、 と同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国 の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の た 若しくはパリ条約第四条で 前項 も 年 ·四月以 のと認められ の規定による優先権の主張をした者は、最初 内に 若しくは同条A 特 許庁長 たパ 、リ条約 官 に提出 明細書及び図面の謄 (4)の規定により最初 の 同盟 (2)の規定により最初に出 国の認証 な け ば が な 本又はこれら あ の出願とみ 5 に出願を る出 願 の年 願を 日 な か

5  $\overline{\phantom{a}}$ 略

 $\overline{\phantom{a}}$ 

特許

出願の分割)

第四十四条 補正をすることができる期間内に限り、 特許出願人は、願書に添付した明細書又は図面につ 二以上の発明を包

な特許出願とすることができる。 二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新た 4 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 るときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしな四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当す ればならない

|〜 i 、; | 件を満たしていないとき。| 件を満たしていないとき。| は図面についてした補正が第十七条の二第三項に規定する要は図面についてした補正が第十七条の二第三項に規定する要は図面に | - | (阝||| に涿何した明細書、特許請求の範囲又

<u>-</u> 分 五 (略)

とき。 に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にな 特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の その特許出願が外国語書面出願である場合にお の範囲内にないとおいて、当該

七 (略)

(補正の却下)

第五十三条 査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、 願書に添付した明細書、 が同条第三項から第五項までの規定に違反しているもの すした明細書、特許請求の範囲又は図面についてした「第十七条の二第一項第三号に掲げる場合において、却下) 審

3 (略)

第六十四条 (略)

2 風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この 限りでない。 り行う。ただし、 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することによ 当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良のアラウ。 ただし、第四号から第六号までに掲げる事項について

\_ ≤ = (略)

五~八(略)並びに図面の内容 願書に添付し た明細書及び特許請求の範囲に記載し た事項

3 (略)

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (略)

2 (略)

限りでない。 は、その特許出願について出願公開がされているときは、 載しなければならない。 しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項について前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲 この

(略)

五~七 6 (略) (略)

並びに図面の内容

願書に添付し

た明細書及び特許請求の範囲に記載した事項

(特許発明の技術的範囲)

第七十条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の

範囲の記載に基づいて定めなければならない。

2 面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図 するものとする。

3

(侵害とみなす行為)

第百一条 するものとみなす。 次に掲げる行為は、 当該特許権又は専用実施権を侵害

ことができる。 含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とする

4

第四十九条 るときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしな四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当す

ければならない

いとき。 た補正が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしてい その特許出願の願書に添付した明細書又は図面につい て なし

<u>-</u> 5 五 (略)

特許出願の願書に添付した明細書又は図面に記載しその特許出願が外国語書面出願である場合におい 外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。 た事項がて、当該

七 (略)

(補正の却下)

第五十三条 つてその補正を却下しなければならない。査定の謄本の送達前に認められたときは、 から第五項までの規定に違反しているものと特許をす から第五項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第三項 第十七条の二第一項第三号に掲げる場合におい 審査官は、 決定をも ζ

3

第六十四条 (計) (略)

2 風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、 限りでない。 り行う。ただし、 風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この6、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の7行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項について出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することによ

(略)

四 願書に添付し た明細書に記載し た事項及び図面の内容

五~ 八 (略)

3 (略)

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 は、その特許出願について出願公開がされているときは、 載しなければならない。 前項の登録があつたときは、 ただし、 D、第五号に掲げる事項について次に掲げる事項を特許公報に掲 この

限りでない。 (略)

\_ ∫ ≡

四 願書に添付 L た明細書に記載した事項及び図面の内容

五~七 (略)

6

(略)

(特許発明の技術的範囲)

第七十条 許請求の範囲の記載に基いて定めなければならない。 特許発明の技術的範囲は、 願書に添附した明細書の特

2 前項の場合においては、 願書に添付した明細書の特許 請求の

記載された用語の意義を解釈するものとする。 範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に

3

(侵害とみなす行為)

第百一条 するものとみなす。 次に掲げる行為は、 当該特許権又は専用実施権を侵害

、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行がその発明の実施に用いられることを知りながら、業としての生産に用いる物 (日本国内において広く一般に流通していニ 特許か物の発明についてされている場合において、その物ニ 特許か物の発明についてされている場合において、その物 為

して、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をすの物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業と不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びそ不可欠なものを除く。)であつてその発明による課題の解決に方法の使用に用いる物(日本国内において広く一般に流通し四、特許が方法の発明についてされている場合において、その四 る行為 特許が方法の発明についてされている場合にお(略)

回復した特許権の効力の制限)

2 前条第二頁の第百十二条の三 略 )

な 過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ば条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第百十二

- 申出をした行為 の生産に用 特許が物ので L١ る物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の発明についてされている場合において、その物
- 方法の使用に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡特許が方法の発明についてされている場合において、その 等の申出をした行為

(特許異議の申立て)

第百十三条 に特許異議の申立てをすることができる。 において、二以上の請求項に係る特許については、請を理由として特許異議の申立てをすることができる。 特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当すること三条(何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限 請求項ごとの。この場合

四 (略)

事項の範囲内にないこと。 請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載一 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、 び 特 た 許

(意見書の提出等)

ることができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求す特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願 とするものに限る。 特許権者は、

\_ ≤ = (略)

(略)

(特許の無効の審判)

第百二十三条 。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、の特許を無効にすることについて審判を請求することができる百二十三条(特許が次の各号のいずれかに該当するときは、そ 請求項ごとに請求することができる。

五 事項の範囲内にないとき。 請求の範囲又は図面に記載した五 外国語書面出願に係る特許の た事項が外国語書面に記載しの願書に添付した明細書、特 た許

において準用する場合を含む。)、第百二十条の四第二項た第四項まで(第百二十条の四第三項又は第百三十四条第五項面の訂正が第百二十六条第一項ただし書若しくは第二項から その特許の5、七 (略) 願書に添付した明細書、 特許請求の範囲又は図

> =略)

回復した特許権の効力 の

(略)

2 前長等の三第百十二条の三 過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ば条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、 第百十二

等 の の生産にのみ 、主産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは特許が物の発明についてされている場合にお(略) 申出をし た行為 は輸入又は譲渡いて、その物

Ξ 譲渡等の申出をした行為方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は一、特許が方法の発明についてされている場合において、その

(特許異議の申立 て

第百十三条 に特許異議の申立てをすることができる。において、二以上の請求項に係る特許については、請を理由として特許異議の申立てをすることができる。 ıΣ 特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当すること三条(何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限 請求項ごとる。この場合

— 〈 四

五 いこと。 面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にな一 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図一 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図

(意見書の提出等)

2 第百二十年 -条 の 四

ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。 特許権者は、 前項の規定により指定された期間内に限り、(略)

\_ ≤ =

3 (略)

第百二十三条 特許が次(特許の無効の審判) 。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、の特許を無効にすることについて審判を請求することができる「百二十三条」特許が次の各号のいずれかに該当するときは、そ 請求項ごとに請求することが できる。

兀

五 に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にな外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図

八六~七 二十条の四第三項又は第百三十四条第五項におい十六条第一項ただし書若しくは第二項から第四項 場合を含む。 その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第百二 第百二十条の 四第二項ただ 書又は第百三 なて準用する頃まで(第百

れたとき。だし書又は第百三十四条第二項ただし書の規定に違反してさ

3 (略)

(訂正の審判)

げる事項を目的とするものに限る。て審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについ第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付第百二十六条 特許権者は、特許異議の申立て又は第百二十三条

| 〜 三 (略)

- 。 書面))に記載した事項の範囲内においてしなければならない・ で囲又は図面(外国語書面出願に係る特許にあつては、外国語の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(同項ただし書第二号2 前項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、願書に添
- い。特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならな3.第一項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、実質上

4~5 (略)

れたものとみなす。
、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がさる明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後におけ第百二十八条 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面

(審判請求の方式)

第百三十一条 (略)

2 (略

ハ。した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しなければならなる。第百二十六条第一項の審判を請求するときは、請求書に訂正

(答弁書の提出等)

第百三十四条 (略)

のに限る。できる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするもできる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするもした明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することが三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付2(第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第百五十2)

|〜三 (略)

ときは、その副本を請求人に送達しなければならない。れた訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面を受理した3.審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付さ

4~5 (略)

ければならない。
について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなる特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係第百六十二条 特許庁長官は、第百二十一条第一項の審判の請求

(再審により回復した特許権の効力の制限)

2 取り消し、若しく第百七十五条 (略)

に違反してさ | 十四条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

2~3 (略)

(訂正の審判)

するものに限る。ことができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とした明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求する第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付第百二十六条 特許権者は、特許異議の申立て又は第百二十三条

| 〜 三 (略)

拡張し、又は変更するものであつてはならない。 3 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上特許請求の範囲を

1~5 (略)

び特許権の設定の登録がされたものとみなす。により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面界百二十八条(願書に添付した明細書又は図面の訂正をすべき旨

審判請求の方式)

第百三十一条 (略)

した明細書又は図面を添附しなければならない。3 第百二十六条第一項の審判を請求するときは、請求書に訂正

(答弁書の提出等)

第百三十四条 (略)

その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付2.第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第百五十

**一〜三 (略)** 

を請求人に送達しなければならない。れた訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本3.審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付さ

4~5 (略)

つたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。る特許出願の願書に添付した明細書又は図面について補正があがあつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係第百六十二条「特許庁長官は、第百二十一条第一項の審判の請求

(再審により回復した特許権の効力の制限)

|第百七十五条 (略)

した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばあつたときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録が特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権がにした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復し2 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無

- 譲渡等の申出 その物の生産に用いる物の生産、特許が物の発明についてされてい(略) をし た行為 譲渡等若しくは輸入又はる場合において、善意に
- ľ 又は譲渡等の申出 に、その方法の使用に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入特許が方法の発明についてされている場合において、善意 をした行為

玉 際出願に 係る願書、 明細書等の効力等)

第百八 十四条の 六 (略)

- 出願日における図面(図面の中の説明を除く。)及び図面の中係る国際出願日における図面並びに外国語特許出願に係る国際願書に添付して提出した特許請求の範囲と、日本語特許出願に 係る とみなす。 約 の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図 る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願に係 規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語特許出 日本語でされ の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出し Ļ )国際出願  $\overline{\phantom{a}}$ 日本語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要 に係る国際出 日 にお た国際特許出願 ける明 願日におけ 細書 の翻訳文は第三十 (以下 る明細書及び外国語特許 「日本語特許出 六条第二項 た要約 出願 願 のに しし
- 翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出 た特許請求の範囲とみなす。 合は、 (1の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出され第百八十四条の四第二項又は第四項の規定により条約第十) 前項の規定にかかわ らず、 、当該補正後の請求の範囲のの範囲の翻訳文が提出された四項の規定により条約第十九

(日本語特許 出 |願に係る条約第十九条に基づく補正)

、十四条の 七 (略)

2 第 百八 だし、 十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。た正書の写しにより、願書に添付した特許請求の範囲について第前項の規定により補正書の写しが提出されたときは、その補 正書が特許庁に送達されたときは、 れ たもの 条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補 とみなす。 その補正書により、 補正

(略)

(条約第三十四条に基づく補正)

百 八十四条の

- ときは、その補正書により、補正がされたものに基づき前項に規定する期間内に補正書が特許 書に添付した明細書、 )きは、その補正書により、補正がされたものとみなす。 .基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達された日本語特許出願に係る補正につき条約第三十六条(3)a)の規定の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七たときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願 前項の規定により補正書の写し又は補正書の 翻訳文が提出さ
- 同条第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の二第一項第二項の規定により外国語特許出願に係る願書に添付した問 (略) 正項のた明

2 外国語寺午3第百八十四条の-+

三 い 十 て 最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に の二第二項 外国語特許出願に係る明細書、 六条の二第二項の外国語補正ができる範囲につい の 外国語書面出願 ては、 に 書面出願」 あつては、 特許請求の範囲又は図面に 第十 とある 七条の二第二項 同条第四項 の は  $\neg$ 第百八章 の 規定 十 第 つ

又は譲渡等の その物の生産にの 特許が物の発明についてされ(略) 申出 を し み用いる物の生産、 た 行 為 の生産、譲渡等若しくは輸入ている場合において、善意に

に、その方法の使用にのみ用いる物三 特許が方法の発明についてされて 輸入又は譲渡等の申出をした行為 の生産、譲 る場合に おい 渡等若しく τ<sub>,</sub> く 善 は 意

国際出願に係る願書、 明細書等の効力等)

第百八十四条の六 略 )

- 出し う。 書に記載した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細求の範囲及び外国語特許出願に係る国際出願日における請求の 囲 の 外 国 日本語でされ は同項の規定により願書に忝寸って配っ、・・・・部の翻訳文語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要約の翻訳文語特許出願に係る要約の翻訳文書を表示の規定の規定の規定の対象の表示を表示を表示して提出した図面と、日本 書に記載した特許請求の範囲と、 ける図面(図面の中の説明を除く。 願日における図面並びに外国語特許出願に係る国際出願日にお た明細書と、日本語特許出願に係る国際出願日における請 翻訳文は第三十六条第二項の規定により願書に添付 語特許出願 )に係る国際出願日におけ に係る国際出 た国際特許出願 願日にお (以下 る明細書及び請 )及び図面の中の説明の翻 ける明 「日本語特許出願」とい 求の び して提
- 3 二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書 場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書条1の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された第百八十四条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九 出した明細書に記載した特許請求の範囲とみなす。後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提

(日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正)

第百八十四条の七 (略)

書により、補正がされたものとみなす。定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、 そ

(略)

(条約第三十四条に基づく補正)

首八

書により、補正がされたものとみなす。定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、 に係る補正につき条約第三十六条(3)a)定による補正がされたものとみなす。 書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規れたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出さ1八十四条の八 (略) aの規定に基づき前項に規。 ただし、日本語特許出願 の 補正

(略)

4 3 細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による 訂正書を提出してされたものとみなす。されたものとみなされたときは、その補正は同条第二項 第二項の規定により外国語特許 出願に係る願書に添付 の誤訳 補正が

第百八十四条の十二 (略)

2 項の外国語書面出 細書文は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつ外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明項の外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二 ては、 外国語特許出願に係る明細書又は図面について補正ができる 同 項の規定により明細書及 び ) 図 面 とみなさ

又は第四項 に限る。 で 特 以下この項に 面))」 て補正をし おける国際特許出願の請求の 十四条の三第二項の国際特許 に規定する外国語書面の翻訳文 を除く。 又は国際出願日における国際特許出願の図面(図面 求 作成され 許 翻訳文又は り明細書、 特許請求の範囲又は図面に 出願」 の 訂正書を提出して明細書、 範囲  $\overline{\phantom{a}}$ ح の第百八という。 )(以下この項において「翻訳文等」とい う別とにで!…… で、た特許協力条約第十九条(1の規定に基づく補正後のでの規定により千九百七十年六月十九日にワシントンは特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文(同条第二項 の あ た場合にあつては、 翻訳 おい るの 当該補正後の明細書、 て「国際出 文が提出され は + ~ -四条の 第百八 の明細書若 出願 四 願日」という。 + つ · 四 条 第 び図面とみなされ 翻訳文等又は当該補正 た場合にあつて ( 誤訳訂正書を提出して明細書 特許請求の範囲又は図面につ 1しくは図面 て補正をした場合に (以下この項におい」という。)におけ の四第一 文、国面 項 の の Ŕ 範囲 国際出願日 た同条第二項 当 際 の 若 أي の中の 該翻訳 中の説 て「 る第百 あつて 後 出 |願日に < 国際  $\overline{\phantom{a}}$ は 細いへ説 文の 八一 义 は

(略)

特許請求の範囲若しくは図面)」とする。

(特許要件 の

第 百 条の に の 四 で作成され 」とあるの た第百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされ用新案登録出願(第百八十四条の四第三項又は実用新案法第四 は実用新案登録出願が国際特許 用 八 おける国際出願の 条の二の 三第二項 新案登録 「出願公開又は」とあるのは「出願公開、」四第一項の外国語実用新案登録出願を除く。 + 新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「 · 四 条 願書に最初に添付 一項又は実用新案法第四十 は「発行又は千九百七十 規定の適用につい の の た特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」 出願 十特三例 国際実用新案登録出願 であつて」 第二十九 明細書、 した明細書、 とある 請求の範囲又は図面」とす ては、 出願又は実用新案法第四十八条の二に規定する他の特許出願又 八条の四第一項の国際出願日 年六月十九日にワシントン 同 出願公開、」と、 の である場合におけ ばっ . 条中「 特許請求の範囲 他 他の の 特許 し で 第 百 特 出 許 2る第二十 [若しく 「発行が 十四条 文は |願又は が 実

出願等に基づく 優先権主張の特例)

(略)

第 百 八十四条の十五

- 項の 定する国際公開」 つ 許い 外国語特許出願に 日にワ 請求の範囲又は図面」とあるのは「 と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月 国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図 て ķ シント 項中 とする。 ンで作成さ 特許出 ついての第四十一条第三項の規定の適用 の願書に最初に添付 れ た特許協力条約第二十 第百八 十四条 た の四第二 明 \_ 条に 規
- 際出 録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書 条に規定する国際公開」 は実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願 の 又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日に け 第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合にお 六月十 第四十 国際出 百八 出願の願書に最初に添付した明細書、 る第四十一条第一項から第三項まで及び第四 願の明細書、 十四条の四第一項又は実用新案法第四十 年三月を経過した時」 願日に につ 九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十 一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法 お て出願公開」とある 請 け 求の範囲又は図面 る国際出 Ļ 第四十二条第一項中「その 願の とあるのは の明細書、 はっ \_\_ と、 同 特許請 につ 請求の 第 条第三項 -八条の 百八 求の範囲 十二条第一 て千 範 囲 開若しく「項中「先 九百七· 四第一 願 項 項の の 十 面 の

におい 九百七十年六月十九日にワシントンで作成されの範囲の同項の翻訳文(同条第二項又は第四項の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際 許出願(以下この項において「国際出願日」という。)における第百八 第十九条1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約 細書若しくは図面(図 書又は図面について補正をした場合にあつては、 国際特許出願 された場合にあつては、 又は当該補正後の明細書若しく て明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳 条第二項に規定する外国語書面 -四条の四 て 翻訳文等」という。 の 第 図面 (図面の の 国際出 面の中の説明に限る。 当該翻訳文) 又は国際出願日における 中 第二項又は第四項の規願日における国際特許 願 ) (誤訳訂正書を提出 国際特許出願」 日 の は図面) の説明を除く。 ロ八十四条の三第二項のロ(以下この項において 翻訳文 (誤訳訂正書を  $\overline{\phantom{a}}$ ے  $\overline{\phantom{a}}$ ح 11  $\overline{\phantom{a}}$ の第百八 あるの 規定に 翻訳 (以下この ؠؘ 出 ·文等又は の国際 して明 はっ 願 て「 よの計画の関係の関係を表現の対象を表現の対象を表現である。 提出 第 項 百

略)

当該補正後

の明細書若しくは図面)」

とする。

:要件の

特例

第 条 の た第百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされ用新案登録出願(第百八十四条の四第三項又は実用新案法第四実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は 百 とする。 Ŕ ۲ 国際出願日における国際出願の明細書、 百 」とあるのは「発行又は千九百七十 で作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際 の は実用新案登録出願が国際特許 三第二項の国際実用新案登録出願 の四第一 + -四条の 一四条の 出願公開又は」とあるのは「 願書に最初に添付した明細書又は図面」 項 の + = 四第 外国語実用新案登録出願を除く。 一項又は実用新案法第四十 出願又は実用新案法第四十八 の二に規定する他 年六月十九日にワシントン出願公開、」と、「発行が である場合におけ 請求の ج ۲ とある 条の 範囲又は図面」 と、「発行が)であつて」 の 兀 :る第二十 公 の 開が」 出願 は 条 の

出願等に 1基づく ·優先権· 主張の特例

第百八十四条の十五 (略)

- (略)
- とする。 願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシント ンで作成され おける国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、 は図面」とあるのは「第百八ついては、同項中「特許出願 外国語特許出願についての第四十一条第三項の規定の適用に た特許協力条約第二十 :百八十四条の四第一項の:出願の願書に最初に添付 一条に規定する国際公開 の国際出願日に た 明 細書又 又は出
- 第 四 十 三項 規定の 第四十 は第 あ に最初に添付 における国際出願の明細書、 の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日 ける第四十 るのは \_ につ 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法 許 請求の範囲又は図面」 項中「 Ĥ, 第百八十四条の四第四項若しくは実用新案法第四十 協力条約第二十 |項の国 の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書 適用につい 八条の三第二項 て干 先 先 の出願の その出願の日から一年三月を経過した時」とある 一条第一項 九 の 内処理基準 した明細書又は図面」とあるのは「第百 百七十 出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案開の願書に最初に添付した明細書又は図面」 いては、 一条に規定する国際公開」 -年六月十-の国際実用新案登録出願である場合にお から第三項まで及び第四 時又は第百八 第四十一条第一 請求の範囲又は図面」と、 九 日 ワ 項及び シント 四条の四 Ļ 第二項 ンで作 十二条第一 第 中「 兀 八 [十二条 た 八十四条書 同条第 項 ٢ のの 法 の

第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第四項若しくは実用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基

# (証明等の請求)

第百八十六条 必要があると認めるときは、この限りでない。 いる事項を記載した書類の交付を請求することができる。 書類の謄本若しくは抄本の交付、 し、次に掲げる書類については、 特許原簿のうち磁気テー 何人も、 特許庁長官に対し、特許に関し、 プをもつて調製した部分に記録されての交付、書類の閲覧若しくは謄写又は 特許庁長官が秘密を保持する 証明、 た だ

資料 願公開がされたものを除く。 くは特許出願の審査に係る書類(特許権の設定の登録又は出 くは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若し 願書に添付した明細書、 ) 又は第六十七条の二第二項の 特許請求の範囲、 図面若.

<u>-</u> 5 五

3 (略)

(特許公報)

第百九 十三条

事項を掲載しなければならない。 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる

<u>\</u> (略)

だし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書のに添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正 (同項た一 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書 提出によるものに限る。 だし書各号の規定によりしたものにあつては、  $\overline{\phantom{a}}$ 

六

あつたものに限る。 図面の内容(訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決が 訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに

(略)

(手数料)

第百九十五条 (略)

同項の規定にかかわらず、 いて前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項につ 該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についてした補正特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当 特許出願人が納付しなければならな

別表(第百九十五条関係)

	八(略)	十六
五百円を加えた額円に一請求項につき五千一件につき四万九千五百	図面の訂正の請求をする者明細書、特許請求の範囲又は	十 五
	八~十四 (略)	八
一件につき一万九千円	ついて補正をする者、特許請求の範囲又は図面に誤訳訂正書を提出して明細書	t
	~六 (略)	<u>_</u>
金額	納付しなければならない者	

十六

略

した時のいずれか遅い時」とする。は同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過

## (証明等の請求)

第百八十六条 書類の いる事項を記載した書類の交付を請求することができる。 ただ特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されて 必要があると認めるときは、この限りでない。 し、次に掲げる書類については、 謄本若しくは抄本の交付、 何人も、 特許庁長官に対し、特許に関し、 プをもつて調製した部分に記録されての交付、書類の閲覧若しくは謄写又は 特許庁長官が秘密を保持する 証明、

査に係る書類(特許権の設定の登録又は出願公開がされたも は外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審 のを除く。 願書に添付した明細書、 ) 又は第六十七条の二第二項の資料 図面若しくは要約書若しく

<u>-</u> 分 五

2 3 (略)

(特許公報)

第百九十三条

2 事項を掲載しなければならない。特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる

<u>\</u> (略)

四 ~ 六 限る。 によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものにに添付した明細書又は図面の補正 (同項ただし書各号の規定) 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書  $\overline{\phantom{a}}$ 

七 べき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。 訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容(訂正をす

八 九 (略)

(手数料)

第百九十五条

(略)

(略)

4 } 10 (略)

定にかかわらず、

特許出願人が納付しなければならない。

別表 (第百九十五条関係)